

『AJI Journal』における「特集」について

2019 年 7 月 24 日

AJI ジャーナル編集委員会

アジア・日本研究所のジャーナル編集委員会では、『AJI Journal』に「特集」を掲載することを可として、掲載する特定のテーマに沿った論文を集めた「特集」の提案を、学内の投稿資格者から受け付けることといたしました。

ガイドラインは、以下の通りです。

- (1) 提案者（以下、特集エディターと呼ぶ。）は他の執筆予定者と相談し、論文 3 本以上の執筆者名・題名案を特定のテーマの下に集め、特集の趣旨（A4 用紙 1 枚以内）とともに、投稿締切日まで十分なゆとりをもって、編集委員会に提案する。（「十分なゆとり」は特集を組む準備状況にもよるので、その期間は定めない。締切当日に特集案を投稿原稿とともに提出することも可とするが、特集エディターがあらかじめ編集委員会に相談することが望ましい。）それぞれの投稿論文には、特集の一部であることを明記する。
- (2) 提案の諾否は、編集委員会で決定する。
- (3) 査読審査については、他の論文と全く同じ扱いとして、個別に審査する。査読の結果、特集予定の論文が 3 本に達しない場合（1 本または 2 本の場合）は、特集とはせず、個別論文として掲載する。査読を通過した論文が 3 本以上の場合、特集エディターの「(特集) 序文」を掲載し、その後に特集の論文を続けて掲載する。
- (4) 特集をどこに置くか（個別論文の前か後か等）は、査読が終了し、特集の掲載が決定した後に、編集委員会が決定する。ジャーナルの論文の掲載順は編集委員会が決定するものであるが、特集内の論文の順序については、特集エディターの意向を尊重して決定をおこなうものとする。
- (5) 特集に収録する予定の論文の一部が査読の結果として研究ノートとなった場合、論文 1 本と研究ノート 2 本の合計 3 本（以上）でも、特集とすることを認める。ただし、その場合は、掲載誌はアカデミック・ブレイク・ブレイクとなる。
- (6) 最初からブレイクに特集を提案することも可とする。その場合の特集の扱いは、ジャーナルでの場合に準拠する。

以上